

令和7年10月17日

市民環境部

戸籍の附票の写しの誤交付について

戸籍の附票の写しを誤交付したことが判明いたしました。

1 事案の概要

令和7年5月26日（月）に戸籍の附票の写しを交付しましたが、10月14日（火）に交付の請求ができない人に誤交付したことが判明したものです。

2 経緯

令和7年10月14日（火）

唐津市情報公開条例に基づく開示請求を受けて、関連する証明書等の発行履歴を調査した結果、戸籍の附票の写しを交付の請求ができない人に対して誤交付したことが判明

3 発生原因

B氏はA氏の戸籍の附票を請求できる人ではないにもかかわらず、職員がA氏とB氏の関係の確認を十分におこなわずに、B氏の代理人にA氏の戸籍の附票の写しを交付したものの。

4 再発防止策

- （1）交付手順を見直すとともに、委任状による代理請求については、複数人での確認を徹底する。
- （2）今回の事案を全職員に共有し、再発防止策を周知徹底する。

（本件の問い合わせ先）

市民環境部市民課

担当：平山、通山

電話：直通72-9120（内線 2020）